



男女共同参画の視点

ハラスメント 一人で悩まないで

ハラスメントとは、ほかの人を不快にさせ、精神的に傷つけたり、不利益や脅威を与えるような言動を行うことです。性的な嫌がらせであるセクシュアルハラスメント、立場や権力といった上下関係を利用した嫌がらせであるパワーハラスメント、職場などでの妊娠・出産に関する嫌がらせであるマタニティーハラスメント、そのほかにもさまざまなハラスメントがあり、現在その数は30種類以上あります。

これらのハラスメント防止に向けて法律も改正されています。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法では、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取り扱いが禁止されていますが、それに加えて事業主に不利益な取り扱いを防止する措置が、平成29年1月1日から義務化されました。

職場などでハラスメントを受けたら、我慢していても問題は解決しません。時間が経過すると、逆にエスカレートする可能性もあります。決して一人で悩まないでください。信頼できる人や職場の相談窓口、労働局や市役所などの公共機関に設置さ



れている相談機関に相談しましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

賃貸アパート退去料の 請求に気を付けて

Q 4年間住んでいた賃貸アパートを退去することになりました。家主から壁紙や畳の張り替え代金として高額な退去料を請求されましたが、支払わないといけませんか。

A 家主から請求された退去料を全て支払わなければならないかどうかは、状況によって異なります。故意や過失で部屋のフローリングや畳に傷をつけたり、喫煙で壁紙が黄ばんだりしたときなどは、責任を負う必要があり、原状回復のための補修費用などを支払うことになります。

しかし、壁紙の退色、フローリングや畳の経年劣化、家具を置いたための畳のへこみなどは、原状回復の義務はありません。請求内容に納得ができない場合は、家主から原状回復のための工事費用の明細書もらって、よく話し合ってみましょう。

また、入居するときは、後でトラブルにならないよう家主に立ち会ってもらい、部屋の壁・床などに汚れや傷がないか確認しましょう。汚れや傷がある場合は、写真を撮っておくと良いでしょう。

賃貸住宅の原状回復については、国土交通省のホームページ



「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に掲載されていません。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

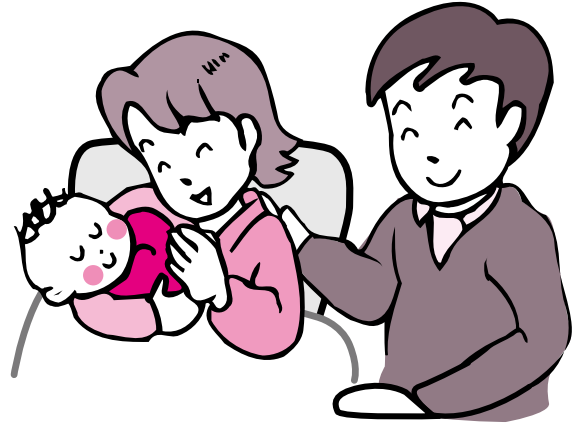
出産育児一時金の直接支払制度は、被保険者が医療機関で手続きをすることにより、国保から直接、国保で支給される出産育児一時金の範囲で医療機関に支払われる制度です。

これにより、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいことになり、事前にまとめた費用を用意する必要がなくなりました。

直接支払制度を利用しないこともできます。その場合、これまで通り出産後に市へ申請することになります。直接支払制度を実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6か月以内に出産する場合は、加入していた保険から支給される場合がありますので、直接支払制度を利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で、保険証を提示して直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課、下総・大栄支所に申請し



てください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で、保険証を提示し直接支払制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、保険年金課、下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要なもの＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号の分かるもの、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分べん者のマイナンバー確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

平成29年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成18年度	15,000円 (1,140円)	11,240円 (850円)	7,500円 (570円)	3,740円 (280円)
平成19年度	15,030円 (930円)	11,270円 (700円)	7,520円 (470円)	3,750円 (230円)
平成20年度	15,140円 (730円)	11,360円 (550円)	7,570円 (370円)	3,780円 (180円)
平成21年度	15,230円 (570円)	11,420円 (430円)	7,620円 (290円)	3,800円 (140円)
平成22年度	15,490円 (390円)	11,610円 (290円)	7,750円 (200円)	3,870円 (100円)

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

年度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成23年度	15,280円 (260円)	11,450円 (190円)	7,640円 (130円)	3,810円 (60円)
平成24年度	15,130円 (150円)	11,340円 (110円)	7,560円 (70円)	3,780円 (40円)
平成25年度	15,100円 (60円)	11,330円 (50円)	7,550円 (30円)	3,780円 (20円)
平成26年度	15,250円 (0円)	11,440円 (0円)	7,620円 (0円)	3,810円 (0円)
平成27年度	15,590円 (0円)	11,690円 (0円)	7,790円 (0円)	3,900円 (0円)

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。